

令和7年度 介護サービス事業者説明会（集団指導）

## 介護報酬の算定上の留意点について

【通所介護】

【地域密着型通所介護】

【認知症対応型通所介護】

介護保険課

# 【1】基本報酬

## 通所介護費 青本:260ページ

### 通常規模型通所介護費

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
所要時間3時間以上4時間未満の場合	370	423	479	533	588
所要時間4時間以上5時間未満の場合	388	444	502	560	617
所要時間5時間以上6時間未満の場合	570	673	777	880	984
所要時間6時間以上7時間未満の場合	584	689	796	901	1,008
所要時間7時間以上8時間未満の場合	658	777	900	1,023	1,148
所要時間8時間以上9時間未満の場合	669	791	915	1,041	1,168

# 【1】基本報酬

## 通所介護費 青本:261ページ

### 大規模型通所介護費（I）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
所要時間3時間以上4時間未満の場合	358	409	462	513	568
所要時間4時間以上5時間未満の場合	376	430	486	541	597
所要時間5時間以上6時間未満の場合	544	643	743	840	940
所要時間6時間以上7時間未満の場合	564	667	770	871	974
所要時間7時間以上8時間未満の場合	629	744	861	980	1,097
所要時間8時間以上9時間未満の場合	647	765	885	1,007	1,127

# 【1】基本報酬

## 通所介護費 青本:261ページ

### 大規模型通所介護費（Ⅱ）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
所要時間3時間以上4時間未満の場合	345	395	446	495	549
所要時間4時間以上5時間未満の場合	362	414	468	521	575
所要時間5時間以上6時間未満の場合	525	620	715	812	907
所要時間6時間以上7時間未満の場合	543	641	740	839	939
所要時間7時間以上8時間未満の場合	607	716	830	946	1,059
所要時間8時間以上9時間未満の場合	623	737	852	970	1,086

# 【1】基本報酬

## 地域密着型通所介護費 青本:594ページ

地域密着型通所介護費	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
所要時間3時間以上4時間未満の場合	416	478	540	600	663
所要時間4時間以上5時間未満の場合	436	501	566	629	695
所要時間5時間以上6時間未満の場合	657	776	896	1,013	1,134
所要時間6時間以上7時間未満の場合	678	801	925	1,049	1,172
所要時間7時間以上8時間未満の場合	753	890	1,032	1,172	1,312
所要時間8時間以上9時間未満の場合	783	925	1,072	1,220	1,365

# 【1】基本報酬

## 認知症対応型通所介護費 青本:632ページ

### 認知症対応型通所介護費 I (i)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
所要時間3時間以上4時間未満の場合	543	597	653	708	762
所要時間4時間以上5時間未満の場合	569	626	684	741	799
所要時間5時間以上6時間未満の場合	858	950	1,040	1,132	1,225
所要時間6時間以上7時間未満の場合	880	974	1,066	1,161	1,256
所要時間7時間以上8時間未満の場合	994	1,102	1,210	1,319	1,427
所要時間8時間以上9時間未満の場合	1,026	1,137	1,248	1,362	1,472

# 【1】基本報酬

## 認知症対応型通所介護費 青本:633ページ

### 認知症対応型通所介護費 I ( ii )

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
所要時間3時間以上4時間未満の場合	491	541	589	639	688
所要時間4時間以上5時間未満の場合	515	566	618	669	720
所要時間5時間以上6時間未満の場合	771	854	936	1,016	1,099
所要時間6時間以上7時間未満の場合	790	876	960	1,042	1,127
所要時間7時間以上8時間未満の場合	894	989	1,086	1,183	1,278
所要時間8時間以上9時間未満の場合	922	1,020	1,120	1,221	1,321

# 【1】基本報酬

## 認知症対応型通所介護費 青本:633ページ

認知症対応型通所介護費 II	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
所要時間3時間以上4時間未満の場合	267	277	286	295	305
所要時間4時間以上5時間未満の場合	279	290	299	309	319
所要時間5時間以上6時間未満の場合	445	460	477	493	510
所要時間6時間以上7時間未満の場合	457	472	489	506	522
所要時間7時間以上8時間未満の場合	523	542	560	578	598
所要時間8時間以上9時間未満の場合	540	559	578	597	618

# 所要時間による区分の取扱い

通所介護 : 青本264ページ  
地域密着型通所介護 : 青本596ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本635ページ

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護を行うための標準的な時間によることがされたところであり、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。

したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること(このような家族等の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。)。

# 所要時間による区分の取扱い

(前項からの続き)

通所介護 : 青本264ページ  
地域密着型通所介護 : 青本596ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本635ページ

また、ここでいう通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであるが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベット・車いすへの移乗、戸締り等）に要する時間は、次のいづれの要件も満たす場合、1日30分を限度として通所介護を行うのに要する時間に含めることが出来る。

# 所要時間による区分の取扱い

通所介護 : 青本264ページ  
地域密着型通所介護 : 青本596ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本635ページ

(前項からの続き)

次のいづれの要件も満たす場合

- ①居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けた上で実施する場合。
- ②送迎時に居宅内の介助等を行うものが、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者、介護職員初任者研修修了者（2級課程修了者を含む。）、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合。

# 所要時間による区分の取扱い

(前項からの続き)

通所介護 : 青本264ページ  
地域密着型通所介護 : 青本596ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本635ページ

これに対して、当日の利用者の心身の状況や降雪等の急な気象状況の悪化等により、実際の通所介護の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

なお、同一の日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の指定通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの通所介護の単位について所定単位数が算定されること。

# 所要時間による区分の取扱い

通所介護 : 青本264ページ  
地域密着型通所介護 : 青本596ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本635ページ

## [Q1]

所要時間による区分の取り扱いとして、「降雪等の急な気象状況の悪化等により～」としているが、急な気象状況の悪化等とは豪雨なども含まれるか。

## [A1]

降雪に限らず局地的大雨や雷、竜巻、ひょうなども含まれる。

例えば、急な気象状況の悪化等により道路環境が著しく悪い状態等も含むこととして差し支えないため、都道府県・市町村におかれでは地域の実態に鑑み、対応されたい。

## 【2】主な加算一覧 (あいうえお順)

- ①栄養アセスメント加算
- ②栄養改善加算
- ③ADL維持等加算
- ④科学的介護推進体制加算
- ⑤口腔・栄養スクリーニング加算
- ⑥口腔機能向上加算
- ⑦個別機能訓練加算
- ⑧サービス提供体制強化加算
- ⑨若年性認知症利用者受入加算
- ⑩生活機能向上連携加算
- ⑪入浴介助加算
- ⑫認知症加算

## ①栄養アセスメント加算

通所介護 : 青本284ページ  
地域密着型通所介護 : 青本617ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本649ページ

栄養アセスメント加算とは、利用者に対して管理栄養士や介護職員などが共同して、栄養アセスメントを実施した際に算定される加算です。

算定単位数：1ヶ月50単位

## ①栄養アセスメント加算

通所介護 : 青本284ページ  
地域密着型通所介護 : 青本617ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本649ページ

算定要件：以下のいずれも満たす場合

- ・事業所の従業員または外部との連携で、管理栄養士を1名以上配置する
- ・利用者ごとに管理栄養士や看護職員、介護職員などの職種が共同して栄養アセスメントを実施し、その結果を利用者や家族に説明する
- ・利用者ごとの栄養状態の情報を厚生労働省に提出し、そのフィードバック情報を活用する

※口腔・栄養スクリーニング加算（I）および栄養改善加算との併算定はできない

## ②栄養改善加算

通所介護 : 青本286ページ  
地域密着型通所介護 : 青本618ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本650ページ

栄養改善加算とは、低栄養状態またはその恐れがある利用者に対して栄養状態の改善に取り組んだ際に算定できる加算です。

算定単位数：1回200単位（月2回まで）

## ②栄養改善加算

通所介護 : 青本286ページ  
地域密着型通所介護 : 青本618ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本650ページ

算定要件：以下のいずれも満たす場合

- ・事業所内の従業者または外部との連携で、管理栄養士を1名以上配置する
- ・サービス利用開始時から利用者の栄養状態を把握している
- ・管理栄養士等と共同して、利用者ごとの食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成する
- ・必要に応じて利用者の自宅を訪問しつつ、栄養状態を定期的に記録し、利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価する

### ③ADL維持等加算

通所介護 : 青本280ページ  
地域密着型通所介護 : 青本613ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本646ページ

ADL維持等加算とは、利用者のADLの機能を維持・改善しているかを評価するための加算です。ADLを評価する指標には、バーセルインデックス(BI)が用いられます。

ADL維持等加算（Ⅰ）

算定単位数：1ヶ月30単位

ADL維持等加算（Ⅱ）

算定単位数：1ヶ月60単位

### ③ADL維持等加算

通所介護 : 青本280ページ  
地域密着型通所介護 : 青本613ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本646ページ

#### ADL維持等加算（I）

算定要件：以下のいずれも満たす場合

- ・評価対象利用期間が6ヶ月を超える利用者の総数が10名以上
- ・利用者全員に利用開始月と、その翌月から数えて6ヶ月目にBIを測定する
- ・測定後と利用開始月のADL値をもとに計算して得たADL利得の平均値が1以上

### ③ADL維持等加算

通所介護 : 青本280ページ  
地域密着型通所介護 : 青本613ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本646ページ

#### ADL維持等加算（Ⅱ）

算定要件：以下のいずれも満たす場合

- ・評価対象利用期間が6ヶ月を超える利用者の総数が10名以上
- ・利用者全員に利用開始月と、その翌月から数えて6ヶ月目にBIを測定する
- ・測定後と利用開始月のADL値をもとに計算して得たADL利得の平均値が3以上

## ④科学的介護推進体制加算

通所介護 : 青本292ページ  
地域密着型通所介護 : 青本625ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本656ページ

科学的介護推進体制加算とは、LIFE（科学的介護情報システム）に関係する加算です。

算定単位数：1ヶ月40単位

## ④科学的介護推進体制加算

通所介護 : 青本292ページ  
地域密着型通所介護 : 青本625ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本656ページ

科学的介護推進体制加算とは、LIFE（科学的介護情報システム）に関係する加算です。

算定単位数：1ヶ月40単位

## ⑤口腔・栄養スクリーニング加算

通所介護 : 青本288ページ  
地域密着型通所介護 : 青本621ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本652ページ

口腔・栄養スクリーニング加算は、口腔内の健康状態と栄養状態をスクリーニングすることで算定される加算です。定期的に口腔および栄養状態を確認し、利用者の健康管理や症状の悪化を予防することを目的としています。

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）

算定単位数：1回20単位

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）

算定単位数：1回5単位

## ⑤口腔・栄養スクリーニング加算

通所介護 : 青本288ページ  
地域密着型通所介護 : 青本621ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本652ページ

### 口腔・栄養スクリーニング加算（I）

算定要件：以下のいずれも満たす場合

1. 6か月ごとに、利用者の口腔の健康状態と栄養状態についてスクリーニングを行い、ケアマネージャーにその結果を情報提供していること
2. 算定日がある月が、①～⑤のどれにも当てはまらないこと
  - ①.栄養アセスメント加算を加算している
  - ②.利用者が栄養改善加算の算定のため栄養改善サービスを受けている間である

## ⑤口腔・栄養スクリーニング加算

通所介護 : 青本288ページ  
地域密着型通所介護 : 青本621ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本652ページ

### 口腔・栄養スクリーニング加算（I）

算定要件：以下のいずれも満たす場合

2. 算定日がある月が、①～⑤のどれにも当てはまらないこと  
(前葉からの続き)

③.栄養改善サービスが終了した日がある月

④.利用者が口腔機能向上加算の算定のため口腔機能向上サービスを受けている間である

⑤.口腔機能向上サービスが終了した日がある月

## ⑤口腔・栄養スクリーニング加算

通所介護 : 青本288ページ  
地域密着型通所介護 : 青本621ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本652ページ

### 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）

算定要件：以下の1～4の要件を満たすこと

1. サービス利用開始時および利用中の6ヶ月ごとに、利用者の口腔の健康状態か栄養状態についてスクリーニングを行い、ケアマネージャーにその結果を情報提供していること
2. 通所介護費等算定方法第一号、第二号、第六号、第十一号、第十六号及び第二十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと

## ⑤口腔・栄養スクリーニング加算

通所介護 : 青本288ページ  
地域密着型通所介護 : 青本621ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本652ページ

### 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）

算定要件：以下の1～4の要件を満たすこと（前項からの続き）

3. 算定日がある月が、栄養アセスメント加算を算定している、利用者が栄養改善加算の算定のため口腔機能向上サービスを受けている間である、栄養改善サービスが終了した日がある、のいずれかに当てはまる
4. 算定日のある月が、利用者が口腔機能向上加算の算定のための口腔機能向上サービスを受けている間、口腔機能向上サービスが終了した日があるのいずれかに当てはまる

## ⑥口腔機能向上加算

通所介護 : 青本290ページ  
地域密着型通所介護 : 青本622ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本654ページ

口腔機能向上加算（Ⅰ）

算定単位数：1回150単位（月2回まで）

口腔機能向上加算（Ⅱ）

算定単位数：1回160単位（月2回まで）

## ⑥口腔機能向上加算

通所介護 : 青本290ページ  
地域密着型通所介護 : 青本622ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本654ページ

### 口腔機能向上加算（Ⅰ）

算定要件：以下の1～6の要件を満たすこと

1. 言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員を1名以上配置する
2. 利用者の口腔機能を把握し、言語聴覚士や歯科衛生士などの多職種が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成する
3. 口腔機能改善管理指導計画に従って言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員が口腔機能向上サービスを実施・記録する
4. 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価する

## ⑥口腔機能向上加算

通所介護 : 青本290ページ  
地域密着型通所介護 : 青本622ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本654ページ

### 口腔機能向上加算（Ⅱ）

算定要件：以下の1～6の要件を満たすこと

（前項からの続き）

5. 口腔機能向上加算（Ⅰ）の算定要件を満たす
6. 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の情報を厚生労働省に提出し、  
そのフィードバック情報を活用する

## ⑦個別機能訓練加算

通所介護 : 青本277ページ  
地域密着型通所介護 : 青本610ページ

個別機能訓練加算は、機能訓練のプログラムにあわせたサービスを利用者に提供する際に算定する加算です。

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 算定単位数：1日56単位

個別機能訓練加算（Ⅰ）□ 算定単位数：1日76単位

個別機能訓練加算（Ⅱ） 算定単位数：1日20単位

## ⑦個別機能訓練加算

通所介護 : 青本277ページ  
地域密着型通所介護 : 青本610ページ

### 個別機能訓練加算（I）イ

算定要件：以下の1～4の要件を満たすこと

1. 専従の機能訓練指導員を1名以上配置
2. 居宅訪問で得られた利用者のニーズと生活状況を参考に、多職種でアセスメントを行い、個別機能訓練計画書を作成する
3. 利用者の心身状況に応じた機能訓練の内容を設定し、機能訓練指導員が実施する
4. 3ヶ月に1回以上、利用者の居宅に訪問して生活状況を確認し、本人と家族に個別機能訓練計画書の進捗状況を確認し、適宜内容の見直しをする

## ⑦個別機能訓練加算

通所介護 : 青本277ページ  
地域密着型通所介護 : 青本610ページ

### 個別機能訓練加算（I）□

算定要件：以下の1～4の要件を満たすこと

1. 専従の機能訓練指導員を2名以上配置（配置時間の定めなし）
2. 居宅訪問で得られた利用者のニーズと生活状況を参考に、多職種でアセスメントを行い、個別機能訓練計画書を作成する
3. 利用者の心身状況に応じた機能訓練の内容を設定し、機能訓練指導員が実施する
4. 3ヶ月に1回以上、利用者の居宅に訪問して生活状況を確認し、本人と家族に個別機能訓練計画書の進捗状況を確認し、適宜内容の見直しをする

## ⑦個別機能訓練加算

通所介護 : 青本277ページ  
地域密着型通所介護 : 青本610ページ

個別機能訓練加算（Ⅱ）

算定要件：

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ・ロのいずれかを算定している個別機能訓練計画の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている

## ⑦個別機能訓練加算

認知症対応型通所介護：青本644ページ

個別機能訓練加算（I）

算定単位数：1日27単位

### 算定要件

- ・サービス提供時間帯に1日120分以上、専従の機能訓練指導員を1名以上配置すること。
- ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき、機能訓練指導員が機能訓練を実施していること。
- ・開始時及びその3カ月後に1回以上、利用者・家族に個別機能訓練計画の内容等を説明すること。
- ・利用者ごとの個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）を保管すること。

## ⑦個別機能訓練加算

認知症対応型通所介護：青本644ページ

個別機能訓練加算（Ⅱ）

算定単位数：1日20単位

### 算定要件

- ・個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定していること。
- ・利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たり、提出した情報とフィードバック情報を活用していること。

## ⑧サービス提供体制強化加算

通所介護 : 青本294ページ  
地域密着型通所介護 : 青本628ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本658ページ

サービス提供体制強化加算とは、事業所内の介護福祉士の割合や勤続年数などによって算定ができる加算です。事業所に勤務している介護福祉士の割合や勤続年数によって（Ⅰ）～（Ⅲ）までの3種類の区分に分けられます。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 算定単位数：1回（日） 22単位

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 算定単位数：1回（日） 18単位

サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 算定単位数：1回（日） 6単位

## ⑧サービス提供体制強化加算

通所介護 : 青本294ページ  
地域密着型通所介護 : 青本628ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本658ページ

### サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

算定要件：以下のいずれかに該当する場合

- ・介護福祉士の割合が70%以上
- ・勤続10年以上の介護福祉士が25%以上

## ⑧サービス提供体制強化加算

通所介護 : 青本294ページ  
地域密着型通所介護 : 青本628ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本658ページ

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）  
算定要件：

介護福祉士の割合が50%以上

## ⑧サービス提供体制強化加算

通所介護 : 青本294ページ  
地域密着型通所介護 : 青本628ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本658ページ

### サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

算定要件：以下のいずれかに該当する場合

- ・介護福祉士の割合が40%以上
- ・勤続7年以上の職員が30%以上

## ⑨若年性認知症利用者受入加算

通所介護 : 青本282ページ  
地域密着型通所介護 : 青本617ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本648ページ

若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症の利用者を受け入れ、担当スタッフが適切なサービスを提供した場合に算定できる加算です。対象者は40歳以上65歳未満の若年性認知症の利用者で、特性やニーズに応じたサービスを提供することが求められます。

算定単位数：1日60単位

## ⑨若年性認知症利用者受入加算

通所介護 : 青本282ページ  
地域密着型通所介護 : 青本617ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本648ページ

算定要件：以下のいずれも満たす場合

- ・受け入れた若年性認知症の利用者ごとに個別の担当者を決める
- ・担当者を中心に、利用者や家族のニーズを踏まえたサービスを提供している

## ⑩生活機能向上連携加算

通所介護 : 青本274ページ  
地域密着型通所介護 : 青本607ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本642ページ

生活機能向上連携加算とは、事業所の職員と外部のリハビリ専門職が連携し、機能訓練に関するマネジメントを提供することを評価する加算です。

(I) と (II) の区分に分かれており、併算定はできません。

### 生活機能向上連携加算 (I)

算定単位数 : 1ヶ月100単位 (※3ヶ月に1回まで)

### 生活機能向上連携加算 (II)

算定単位数 : 1ヶ月200単位 (個別機能訓練加算を算定している場合は1ヶ月100単位)

## ⑩生活機能向上連携加算

通所介護 : 青本274ページ  
地域密着型通所介護 : 青本607ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本642ページ

### 生活機能向上連携加算（I）

算定要件：以下のいずれも満たす場合

- ・外部の訪問・通所リハビリを実施している事業所またはリハビリを実施している医療提供施設のリハビリ専門職や医師からの助言を受けられる体制を作る
- ・リハビリ専門職や医師からの助言を受けたうえで、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成する
- ・リハビリ専門職や医師は、通所リハビリ等のサービスの提供の場、または通信機器によって利用者の状態を把握したうえで助言を行う

## ⑩生活機能向上連携加算

通所介護 : 青本274ページ  
地域密着型通所介護 : 青本607ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本642ページ

### 生活機能向上連携加算（Ⅱ）

算定要件：以下のいずれも満たす場合

- ・外部の訪問リハビリ、通所リハビリまたはリハビリを実施している医療提供施設のリハビリ専門職や医師が事業所を訪問し、職員と共同で利用者のアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する
- ・リハビリ専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3ヶ月ごとに1回以上評価して、必要に応じて計画や訓練の内容の見直しを行う

## ⑪入浴介助加算

通所介護 : 青本271ページ  
地域密着型通所介護 : 青本604ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本640ページ

入浴介助加算とは、入浴中の利用者に対して介助サービスを提供した場合に算定できる加算です。（Ⅰ）と（Ⅱ）の2種類に分類されており、（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定できません。

入浴介助加算（Ⅰ）

算定単位数：1日40単位

入浴介助加算（Ⅱ）

算定単位数：1日55単位

## ⑪入浴介助加算

### 入浴介助加算（I）

算定要件：以下のいずれも満たす場合

通所介護 : 青本271ページ  
地域密着型通所介護 : 青本604ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本640ページ

- ・入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合
- ・厚生労働省の入浴の施設基準（入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有している）を満たしていること
- ・通所介護計画に基づき、入浴介助を行うこと
- ・身体に直接接觸する介助を行わなくても加算の対象となるため「見守り」でも加算対象となる
- ・入浴介助に必要な技術の更なる向上を図る観点から、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと

## ⑪入浴介助加算

### 入浴介助加算（Ⅱ）

算定要件：以下のいずれも満たす場合

通所介護 : 青本271ページ  
地域密着型通所介護 : 青本604ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本640ページ

- ・入浴介助加算（Ⅰ）の算定要件を含む
- ・厚生労働省の入浴の施設基準（入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有している）を満たしていること
- ・医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること

## ⑪入浴介助加算

### 入浴介助加算（Ⅱ）

算定要件：以下のいずれも満たす場合（前項からの続き）

通所介護 : 青本271ページ  
地域密着型通所介護 : 青本604ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本640ページ

- ・浴室が利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員又は福祉用具専門相談員と連携し、浴室の環境整備に係る助言を行うこと
- ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（機能訓練指導員等）が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携し、利用者の身体の状況、浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること

## ⑪入浴介助加算

### 入浴介助加算（Ⅱ）

算定要件：以下のいずれも満たす場合（前項からの続き）

通所介護 : 青本271ページ  
地域密着型通所介護 : 青本604ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本640ページ

- ・入浴計画に基づき、個浴、その他の利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行うこと

\* 人材の有効活用を図る観点から、医師等に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示の下、ICT 機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も算定することが可能となりました

## ⑫認知症加算

通所介護 : 青本282ページ  
地域密着型通所介護 : 青本615ページ

認知症加算とは、認知症の利用者に介護サービスを提供した際に算定できる加算です。

算定単位数：1日60単位

## ⑫認知症加算

通所介護 : 青本282ページ  
地域密着型通所介護 : 青本615ページ

算定要件：以下のいずれも満たす場合

- ・人員基準に規定している人数に加え、看護職員または介護職員を常勤換算方法で2以上確保する
- ・前年度あるいは算定日の月の前3ヶ月間の利用者の総数のうち、介護を必要とする認知症の利用者が占める割合が15%以上
- ・認知症介護に関する研修を修了した職員、または認知症ケアに関する専門性の高い看護師を1名以上配置する
- ・当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していること

## 【3】主な減算一覧 (あいうえお順)

- ①業務継続計画未策定減算
- ②高齢者虐待防止措置未実施減算
- ③人員基準欠如減算
- ④送迎減算
- ⑤同一建物減算

## ①業務継続計画未策定減算

通所介護 : 青本267ページ  
地域密着型通所介護 : 青本599ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本637ページ

業務継続計画未策定減算とは、運営基準で策定が義務付けられている業務継続計画（BCP）が未策定の場合に適用される減算です。近年の自然災害の増加や感染症の流行を受け、災害や感染症の発生時にも介護サービスを継続して提供できる体制を整えるため、業務継続計画の策定が義務化されました。

単位数：所定単位数×1%の減算

## ①業務継続計画未策定減算

通所介護 : 青本267ページ  
地域密着型通所介護 : 青本599ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本637ページ

適用要件 :

業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続計画に従い、必要な措置を講じている。

## ②高齢者虐待防止措置未実施減算

通所介護 : 青本267ページ  
地域密着型通所介護 : 青本599ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本637ページ

高齢者虐待防止措置未実施減算とは、虐待の発生や再発を防ぐための適切な措置が講じられていない場合に適用される減算です。

単位数：所定単位数より×1%の減算。

## ②高齢者虐待防止措置未実施減算

通所介護 : 青本267ページ  
地域密着型通所介護 : 青本599ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本637ページ

適用要件：以下の対策等を講じていない場合

虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と職員への周知

虐待防止のための指針の整備

虐待防止のための研修の定期的な実施

虐待防止のための担当者の配置

### ③人員基準欠如時の減算

通所介護 : 青本265ページ  
地域密着型通所介護 : 青本597ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本635ページ

人員基準欠如時の減算は、介護サービスに定められた人員基準を満たさない状態でサービスを提供した場合に適用される減算です。

通所介護では、看護職員と介護職員が対象となります。この減算に該当する場合、市区町村に届出を提出する必要があります。届出を行わない、または人員基準を満たしていない状態が継続した場合、指定の取り消しにつながる可能性があるため注意が必要です。

算定単位数：所定単位数の70／100

算定要件：介護サービスの基準に定められた看護職員または介護職員を配置していない

## ④送迎減算

通所介護 : 青本293ページ  
地域密着型通所介護 : 青本627ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本659ページ

送迎を行わない場合の減算は、利用者自身が通所する場合や家族が送迎を行なうなど、事業所が送迎を行わない場合に適用される減算です。ただし、「同一建物から通う場合の減算」が適用されている場合は、送迎減算の対象外となる点に注意が必要です。

算定単位数： 片道…-47単位　日往復…-94単位／日

## ④送迎減算

通所介護 : 青本293ページ  
地域密着型通所介護 : 青本627ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本659ページ

算定要件：利用者に対して居宅と事業所の間の送迎を行わない場合

送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能としました。

## ④送迎減算

通所介護 : 青本293ページ  
地域密着型通所介護 : 青本627ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本659ページ

[Q1]

通所系サービスにおける送迎において、事業所から利用者の居宅以外の場所（例えば、親族の家等）へ送迎した際に送迎減算を適用しないことは可能か。

[A1]

・利用者の送迎については、利用者の居宅と事業所間の送迎を原則とするが、利用者の居住実態がある場所において、事業所のサービス提供範囲内等運営上支障がなく、利用者と利用者家族それぞれの同意が得られている場合に限り、事業所と当該場所間の送迎については、送迎減算を適用しない。

## ④送迎減算

通所介護 : 青本293ページ  
地域密着型通所介護 : 青本627ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本659ページ

[Q2]

A事業所の利用者について、B事業所の従業者が当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎を行った場合、送迎減算は適用されるのか。  
また、B事業所の従業者が送迎を行う際に、A事業所とB事業所の利用者を同乗させることは可能か。

## ④送迎減算

通所介護 : 青本293ページ  
地域密着型通所介護 : 青本627ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本659ページ

[A 2]

・送迎減算は、送迎を行う利用者が利用している事業所の従業者（問中の事例であれば、A事業所の従業者）が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していない場合に適用されるものであることから、適用される。

ただし、B事業所の従業者がA事業所と雇用契約を締結している場合は、A事業所の従業者（かつB事業所の従業者）が送迎を実施しているものと解されるため、この限りではない。

## ④送迎減算

通所介護 : 青本293ページ  
地域密着型通所介護 : 青本627ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本659ページ

[Q3]

A事業所の利用者について、A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、送迎減算は適用されるのか。

また、複数の事業所で第三者に共同で送迎を委託する場合、各事業所の利用者を同乗させることは可能か。

## ④送迎減算

通所介護 : 青本293ページ  
地域密着型通所介護 : 青本627ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本659ページ

### [A 3]

・指定通所介護等事業者は、指定通所介護等事業所ごとに、当該指定通所介護等事業所の従業者によって指定通所介護等を提供しなければならないこととされている。

ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではないことから、各通所介護等事業所の状況に応じ、送迎に係る業務について第三者へ委託等を行うことも可能である。

## ⑤同一建物減算

通所介護 : 青本293ページ  
地域密着型通所介護 : 青本627ページ  
認知症対応型通所介護 : 青本657ページ

算定単位数：1日94単位

算定要件：

- ・事業所と同一建物に居住する利用者、または事業所と同一建物から事業所に通う利用者にサービスを提供する
- ・事業所が送迎を行っていない利用者にサービスを提供する

# 介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

通所介護リハビリテーション  
赤本:1327ページ

以下については、通所介護のサービス提供時間の中止して、保険外サービスを提供し、その後引き続いて通所介護を提供すること。

- (1) 理美容サービス、健康診断、予防接種、採血を行うこと
- (2) 外出の同行支援
- (3) 物販、移動販売、レンタルサービス
- (4) 買い物代行サービス

(保険外サービスの前後のサービス提供時間を合算して請求する)

# 介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

通所介護リハビリテーション  
赤本:1327ページ

## 【通所介護のサービス提供をしていない時間帯に保険外サービスを行う場合】

- ・利用者に支障がない場合は可能。
- ・通所介護（保険サービス）／保険外サービスを明確に区分する。

## 【通所介護の利用者と保険外サービスの利用者の両方にサービスを提供する場合】

- ・利用者に支障がない場合は可能。
- ・両方の利用者の合計数に対して運営基準を満たすように職員配置、合計数が定員数を超えないようを行う。

（通所事業所の行事に住民が参加する場合は、利用者の人数のみで可）